

○財務省告示第百九十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の六第一項の規定に基づき、同項に規定する納付受託者（関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の八第一項第二号に規定する第三者型前払式支払手段による取引等により関税を納付する場合に限る。）を次のとおり指定したので、同法第九条の六第二項の規定に基づき、次のように告示し、令和三年七月十九日から適用する。

令和三年七月十六日

財務大臣 麻生 太郎

名称	所在地	指定をした日
株式会社 DG ファイナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号	令和三年七月十六日